

東京医療専門学校教育活動及び学校運営の基本方針

学校法人呉竹学園 東京医療専門学校（以下、本学）では、建学の精神に基づき、理念等を達成するために必要な事項を次のとおり定めるとともに、教育活動及び学校運営の基本方針とする。

1. 建学の精神

「伝統的医療技術の伝承と普及のため、東洋医学教育の確立と学術の振興を以て国民医療に資する」ことを建学の精神とする。

呉竹学園（以下、本学園）は大正 15 年に「東洋医学の灯火を消さない」という創設者坂本貢の理念により設立された学校である。創立者は大正 8 年に漢学専門塾師範科卒業後、医学を修得すべく上京したが、自らの病が原因で郷里に帰り療養することになった。この時、近代医学の限界を悟り、東洋医学、特に鍼灸医学の重要性に目覚めた。鍼灸医学が正式に日本に伝来したのは 6 世紀とされているが、少なくともこの時期から江戸時代までは、我が国の正当な医学は漢方と鍼灸であり、これらが国民の保健を担ってきた。しかし明治時代に入り、漢方、鍼灸は西洋医学に取って代われ、大宝律令の医疾令以来脈々と受け継がれてきた鍼灸医学も衰微の一途をたどっていた。こうした背景が、本学園創設の原動力となった。創設者は自ら多くの医師の指導を受けながら臨床能力を高めると共に、体系的鍼灸医学教育機関が皆無の状況の中で、教材作りに取り組みながら後進の指導にあたった。さらには、経験医学的であった鍼灸医学が、西洋医学に比肩するエビデンスを示す必要性を感じ、東洋医学研究所を設立し伝統医療の研究に傾注した。同時に専門教育を行う各種学校の社会的位置づけ及び教職員の資質向上をいち早く提唱し、他分野の教育関係者と共に教育改善運動を展開した。昭和 24 年には東京都各種学校協会を設立し、昭和 36 年には社団化、社団法人東京都私立各種学校協会の初代会長となった。この活動は、後の学校教育法の改正、即ち、専修学校法の成立につながり、全国専修学校各種学校総連合会の設立という結実を得た。伝統医療の復興と専門学校教育の発展のため創設者が実践してきた一連の活動は今日に至るまで連綿と受け継がれ、さらに次の時代へと継承し国民医療に寄与していくため、本学園は「伝統的医療技術の伝承と普及のため、東洋医学教育の確立と学術の振興を以て国民医療に資する」ことを建学の精神とした。

2. 法人運営方針

- (1) 伝統医療における学校教育の質向上に努め、自ら率先して実行する学校
- (2) 医療人としての資質の形成と十分な知識・技術が身につく学校
- (3) 厳格な法令遵守と教職員の人材育成に努める学校

3. 教育理念

「国民の保健衛生と伝統医学の発展に寄与し、広く社会に貢献する有為な人材を育成すること」を教育理念とする。

4. 教育目標

はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師及び鍼灸マッサージの教員を養成するにあたり、それぞれに必要な高度の専門知識及び技術を授け、国民の保健衛生の増進に寄与するとともに、広く社会に貢献する有為な人材を育成することを教育目標とする。

5. 育成人材像

- (1) 医療現場において患者の心と体を癒すことのできる医療人としての人格を持った人材
- (2) 医療を行うに当たり必要な知識・技術と臨床力を身に付けた人材
- (3) 臨床現場を見据えた実践的な教育により、医療を通じて社会に貢献できる人材

6. 教育の特色

- (1) 基礎学力と専門性を修得できる体系的かつ効率を重視したカリキュラム構成
- (2) 学年毎の専門的知識・技術の修得レベルにリンクした臨床実習による臨床力の養成
- (3) クラス担任制による学生一人ひとりに対する生活、学習指導
- (4) キャリアガイダンスやモチベーションアップセミナー実施による職業意識の醸成
- (5) 企業連携の一環として、治療現場で活躍している講師による臨床実技講座を開催し、基礎及び応用技術の修得をはかる
- (6) 卒業生を対象にした卒後臨床研修講座の実施による臨床研鑽の場を提供

7. ディプロマ・ポリシー（卒業認定・称号授与の方針）

教育目標である「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師として十分な知識・技術・臨床力を身につけ、柔軟な思考力を持った全人的な医療を施すことができる懐の深い医療人」として社会に出て活躍するために、本学が定める所定の単位を修得し、次の能力を身につけた者には卒業を認定し、「専門士（医療専門課程）」の称号を授与する。

- (1) 患者安全性を第一に考えて行動し、説明責任を果たすことができる。
- (2) 医療従事者として幅広い教養と高い倫理観を備え、遵法精神に立脚した行動を取ることができる。
- (3) 個人の尊厳を理解し、多様な価値観を受け入れる寛容な心とホスピタリティーの精神に基づいて自発的に行動できる。
- (4) 専門知識、技術及び判断力を身につけ、患者に対して適切な施術を行うことができる。
- (5) 地域の包括的な医療において、他職種のことを理解し、協調して自己の役割を果たすことができる。
- (6) 施術における問題解決能力を有し、患者貢献のために使命感と向上心を持って、生涯に渡り自己研鑽できる。

8. カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

教育目標を達成するために、以下の方針に基づき教育課程を編成するとともに、実施にあたっては、学習成果基盤型教育（アウトカム基盤型教育）によりディプロマ・ポリシーに定める実践的能力を獲得させる。

- (1) 教育課程において、卒業時に身につける能力を明示するとともに、学年毎に到達目標を定め、達成度（習熟度）については科目毎に定点的形成評価を行い、単位の認定あたっては総括的評価を行う。
- (2) 教育内容は、学則の定めるところにより、基礎分野、専門基礎分野、専門分野の領域に区分し、授業科目毎に一般目標を定め、知識及び技術を体系的に修得できるカリキュラムとする。
- (3) 基礎分野においては、リベラルアーツとして基礎教養を身につけるために、科学的思考の基盤及び人間と生活に関わる科目を設置する。
- (4) 専門基礎分野においては、医学の基礎となる正常な人体の構造と機能、疾病や障害、社会保障制度や倫理等に関する科目を設置する。
- (5) 専門分野においては、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師のそれぞれに必要な専門領域の知識及び技術を修得するための専門科目を設置する。
- (6) 臨床実習を通して、施術を行うために必要な態度、姿勢、コミュニケーション能力を醸成し、知識と技術の融合を図る。

9. アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）

建学の理念に基づき、社会の信頼を得て医療衛生福祉の幅広い領域で貢献できる医療人を育成するため、以下に該当する人材を求める。

- (1) 他者に対する理解、思いやり、共感、尊重に基づいた行動ができる人
- (2) 医療従事者として高い倫理観と明確な目的意識を持ち、医療に貢献できる人
- (3) 人々の健康に資するため探求心を持って行動し、主体的な学習に努力を惜しまない人

10. 学校運営方針

- (1) 学生募集における改革的活動による入学時の充足率 80%の達成
- (2) 遵法に基づく学校運営と適時情報公開による高い外部評価
- (3) 安心、安全、快適な学校施設維持と、学生および教職員の満足度向上
- (4) 国内外の教育機関との連携（上海中医薬大学との教育連携等）
- (5) 社会貢献（災害時の臨床教員派遣、日本赤十字への寄付、東洋医学の啓蒙活動等）

以上